平成２４年（フ）第２５４号
兵庫県姫路市大津区長松452番地
債務者　河野　　昭
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９０号
兵庫県姫路市御立西５丁目２番27号　御立第一住宅７号室、従前の住所兵庫県姫路市四郷町本郷322番地１　Ａ―101
債務者　和久利信幸
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０３号
兵庫県姫路市勝原区宮田287番地３　姫路勝原鉄筋住宅３号棟205号、従前の住所兵庫県揖保郡太子町鵤264番地
債務者　岩川真里奈
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５号
奈良県吉野郡大淀町大字北野116番地の12
債務者　水本　義夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１２号
和歌山県新宮市三輪崎３丁目１番14号
債務者　神田　友惠
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第６２号
鳥取県鳥取市気高町勝見844番地140
債務者　大久保忠則
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
鳥取県鳥取市気高町八束水2706番地13
債務者　島﨑　卓也
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３６２号
広島市東区中山西２丁目４番12―301号
債務者　小川光志朗
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９６号
広島市安佐北区落合１丁目１番11―303号
債務者　松谷　貴子（旧姓坂根）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８８号
山口県下関市石神町７番15号
債務者　尼田　　清
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
山口県下関市上田中町６丁目11番14号
債務者　向原由美子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
山口県下関市長府亀の甲１丁目３番７―３号
債務者　トミタ建設こと　冨田　伸彦
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
山口県下関市山手町５番10号
債務者　日比野眞司（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
高知県安芸市井ノ口乙1444番地
債務者　松岡　隆章
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
鹿児島県鹿児島市南林寺町19番３―816号
債務者　菊水　昭吾
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９２号
鹿児島県日置市東市来町湯田3734番地１
債務者　松島　芳明
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市吉野町2434番地
債務者　清本千枝子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係